

第 4 1 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 3 年 3 月 2 4 日（水）

瀬戸内海漁業調整事務所

第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和3年3月24日（水）14時07分～16時17分

2. 場 所

神戸地方合同庁舎3階 第6共用会議室（神戸市中央区海岸通29）WEB会議

3. 出席委員等

（1）委 員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

和歌山県	大川 恵三
大阪府	岡 修
兵庫県	田沼 政男
岡山県	淵本 重廣
広島県	濱松 照行
山口県	梅田 孝夫
徳島県	岡本 彰
香川県	服部 郁弘
愛媛県	武田 晃一
福岡県	伊藤 正博
大分県	藤本 昭夫

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者	山口 敦子
学識経験者	副島 久実

（2）参考人

濱田 研一（瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（（公社）全国豊かな海づくり推進協会専務理事））

4. 議 題

- （1）サワラに関する委員会指示について
- （2）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （3）その他
 - ① 沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について
 - ② 新漁業法に基づく新たな資源管理について
 - ③ 令和3年度資源管理関係予算について
 - ④ その他

5. 議事の内容

(14 時 07 分開会)

○岩本所長 皆様お待たせいたしました。関係者の接続に少し問題がありまして遅れましたが、ただいまから第 41 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。私は、事務局の瀬戸内海漁業調整事務所の岩本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のためウェブ会議形式で開催してございます。委員定数 14 名のうち、出席者名簿にあります 13 名の委員の御出席を賜ってございます。したがって、漁業法第 156 条で準用する同法第 145 条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、大臣選任の山口委員から後ほど御出席いただけると連絡が入っておりますのでお伝えしておきます。

それでは、今井会長、議事進行をお願いいたします。

○今井会長 私は会長を拝命しております今井一郎と申します。委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は第 41 回瀬戸内海広域漁業調整委員会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染リスクなどを踏まえまして、前々回 5 月の第 39 回、12 月の第 40 回に続きまして、今回もウェブ会議スタイルにより開催することとなりました。

また、水産庁の魚谷資源管理推進室長、水産研究・教育機構水産資源研究所から水産資源研究センター底魚資源部の本田副部長、全国豊かな海づくり推進協会の濱田専務理事をはじめ担当官の方にも御臨席をいただいております。まことにありがとうございます。

本日の委員会では広域魚種であります、サワラの資源管理に関する委員会指示や太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示などにつきまして御協議をいただきます。

また、前回第 40 回で決議をいただき発出しました、太平洋クロマグロに関する委員会指示に基づき、承認の一斉更新の手続が行われておりますが、その結果について水産庁より御説明をいただくほか、漁業法に基づく新たな資源管理や予算などについても、水産庁より御説明いただくことになっております。

ウェブ会議の方法にも若干慣れてきた面もあるかと思いますが、委員の皆様方からは、ぜひ忌憚のない御意見、御質問などを多く賜りたいと存じます。

本日は以上のような内容となっておりますけれども、議長としまして要点を絞った議事進行に心がける所存でございます。皆様方の御協力をいただきたくよろしくお願いいたします。

本日は、水産庁から魚谷資源管理推進室長に御参加いただいておりますので、一言、

御挨拶をお願いいたします。

○魚谷資源管理推進室長 ただいま御紹介にあずかりました、水産庁の資源管理推進室長の魚谷でございます。第 41 回の瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。また、感染された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。そして医療従事者の皆様、あるいは農林水産へ携わり、食料生産のために日々事業継続に努めていただいている皆様に心から御礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

この委員会ですが、広域魚種の資源管理に関わる漁業調整を行うことを主な目的としまして、平成 13 年の漁業法の改正により設置された委員会でございます。昨年 12 月 1 日に施行された新漁業法においても、設置根拠規定が存続しておりまして、引き続き委員の皆様のお意見を賜りながら、委員会の機能を果たしていくことが期待されているところでございます。

本日の会議ですが、先ほど今井会長からの御挨拶にもありましたけれども、既存のサワラに関する委員会指示の更新と、今回初めて御審議いただく太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示の発出、その他資源管理に係る重要事項について御議論をいただくこととしております。

それぞれ関係する皆様の御理解をいただきながら、資源管理を進める必要があるものでございます。特にクロマグロの遊漁に関しましては、委員の皆様方の御関心も高い議題だと思いますので、ウェブ会議という制約もございますけれども、委員の皆様にはこれまでの様々な御経験や御知見をもとに、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいというふうに考えております。

さて、現在、農林水産省を挙げて取り組んでいる水産政策の改革ですが、この中で我が国周辺水域の漁場、あるいは資源のポテンシャルに着目して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の実現を目指しているところでございます。

この水産政策の改革の一貫といたしまして、約 70 年ぶりに大幅な漁業法の改正が行われて、昨年 12 月に施行されたというところでございますけれども、その最も大きな柱が資源管理となっております。新たな資源管理におきましては、持続的に生産可能な最大の漁獲量、MSY の達成を目標として、数量管理を基本とすることとしているところでございます。

この新たな資源管理の進め方ですが、昨年 12 月の前回の委員会の会合においても御報告しましたがけれども、昨年 9 月にその進め方を示した「新たな資源管理の推進に

向けたロードマップ」というものを作成、公表しております。

今後、地域ごとの漁業の実態等を踏まえつつ、新たな資源管理に関する関係者の御理解と御協力を得ながら、このロードマップに盛り込まれた工程を1つ1つ、着実に実施、実行してまいりたいと考えております。

コロナ禍に負けず、この新たな資源管理を推進するために、令和3年度の予算の中に、新たな資源管理システムを着実に実施するための予算、あるいはコロナ禍や不漁による漁業経営の対策を盛り込んでいるところでございます。

資源を増やし、漁獲を増やして、漁業者の経営の安定、所得の向上につなげたいという思いについては漁業者の皆様と我々行政で変わるものではございません。水産庁、漁業者の皆様だけでなく、水産業に関わる人、全てが同じ方向を向いて汗をかく、あるいは知恵を絞っていくことで、豊かな海、あるいは豊かな資源を取り戻せるものと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、最後に本日の会議が有意義なものとなることを祈念いたしまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

次に、本日使用いたします資料の確認を行いたいと思います。事務局のほうから、よろしくお願いします。

○岩本所長 それでは、お配りしております資料でございます。まず、議事次第、委員名簿、出席者名簿、それに続きまして、本日使用する資料といたしまして、資料1-1から1-7までがサワラの資源管理に関するものでございます。次に、資料2-1から2-3が太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示に関するものでございます。そして資料3がその他といたしまして、資料3-1に、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について、資料3-2が新漁業法に基づく新たな資源管理について、資料3-3が令和3年度資源管理関係予算についてという資料になってございます。

事務局からは、以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、次にウェブ会議形式での委員会の進行に当たっての注意事項などについて、事務局のほうから御説明よろしく申し上げます。

○岩本所長 現在、全ての委員が接続されている状況でございます。ウェブ会議では、同時に多数の発言がある場合、会議の進行が滞る可能性がございますので、会議中は皆様、マイクをオフとしていただきたいと思います。発言したい場合にはチャット機能を活用する、もしくは、音声で「会長、〇〇です、発言よろしいですか。」と、発言の意志を表示していただいて、必ず会長の許可を得てから発言をお願いいたします。

す。

また、やむを得ない理由によりまして、会議中に席を離れる場合は、先ほどの手順で会長の許可を得てから席を離れて、戻りましたら、その旨を会長に報告していただきますようよろしくお願いいたします。

万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合は、例えば、会議の音声聞こえなくなったとか、映像が見られなくなった、発言を求めるための発言をしても会長のほうから反応がない、こういった事態が発生した場合には、速やかに事務局まで電話でお知らせいただきたいと思います。電話番号につきましては、078-392-2284 となります。

事務局からは以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますけれども、その前に、後日まとめられます本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要がございます。本委員会事務規程では会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思います。それでは愛媛県の武田委員と大臣選任委員の副島委員のお二方をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

傍聴会場にお越しいただいた報道関係の皆様にお伝えをいたします。冒頭のカメラ撮りは、ここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、議題の 1、サワラに関する委員会指示について入りたいと思います。この議題 1 につきましては、4 つに分けて進めたいと思います。

まず、令和 2 年度の実施状況等について、次にサワラの資源状況について、3 番目に種苗生産などの技術マニュアルについて、最後に令和 3 年度さわら広域資源管理の取組及び委員会指示という順番で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、令和 2 年度サワラ広域資源管理の実施状況等について、水産庁のほうから説明をお願いいたします。

○河野資源管理推進官 瀬戸内海漁業調整事務所の河野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは令和 2 年度サワラ広域資源管理の実施状況等について、御説明します。資料 1-1 を御覧ください。1 ページ目は、サワラ広域資源管理の取組として、11 府県で取り組んでいる漁獲管理措置を地図に落としたものになります。漁獲管理措置については、斜線部分の一部の海域では春漁期の規制を実施しております。また、瀬戸内海全海域でさわら流し網の網目を 10.6 センチ以上に統一しております。

次に２ページ目は、令和２年度共同種苗生産の結果について、技術継承、マニュアル作成を目的にサワラ種苗の共同生産、中間育成、放流を実施した結果を示しております。サワラ種苗生産放流の取組は最後となりますが、今年度作成する技術継承・マニュアルにつきましては、後ほど、濱田参考人より御説明いただきたいと思いますと考えております。

３ページは、令和２年のＴＡＥ（漁獲努力可能量）管理の実施状況を整理したのになります。

次の４ページに折れ線グラフで示しておりますとおり、全体としては緩やかに減少してきております。なお、漁業法改正により、令和２年でこのＴＡＥ管理は終了となります。令和２年度サワラ広域資源管理の実施状況等についての説明は以上です。

○今井会長 よろしいですか。ただ今の御説明について、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは御意見ございませんようですので、次にサワラの瀬戸内海系群の資源状況につきまして、水産資源研究所の片町主任研究員より御説明をお願いしたいと思います。

○片町主任研究員 水産研究・教育機構の片町です。資料の１－２を読み上げる形で説明していきます。昨年度からの評価の変更点について、まずお話しします。昨年度までは０歳魚とその他の年齢で、自然死亡係数を同一の 0.3 という数字を用いてきましたけれども、本年度評価から、この資源は１月時点の資源量を推定しておりますので、春に生まれている０歳魚は１月に存在せず、９月加入として、自然死亡係数を３分の１の 0.1 として計算を行っております。

続きまして、３枚目ですけれども、分布と回遊について示している図です。主に瀬戸内海中央部における、春に産卵のために来遊してくる魚を取る漁業と、秋と冬に水道域等で漁獲する漁業が営まれておりまして、産卵場は瀬戸内海中央部ということになります。

続きまして、漁獲量の推移を示しておりますけれども、灘別に色分けして積み上げているグラフになります。1968 年から 2019 年までを示していますが、1980 年代の半ばに漁獲の高いピークがあった後、急激に漁獲量が減少して 1998 年に最も少ない年になって、その後回復傾向にあります。2019 年は 2,358 トンというふうに概数としてありますけれども、推定しております。

続いて、資源評価の手順ですけれども、漁業養殖業生産統計年報、それから月別灘別漁法別水揚量に加えて体長組成データを用いて、年齢分解を行って、漁獲物の何歳の魚が何匹獲れているのかということを推定します。そのデータを用いて、Pope の近似式を用いた V P A（仮想年級群解析）という方法によって資源量を推定します。こ

の系群のサワラは、流し網、ひき縄及びはえ縄の漁業のCPUつまり、単位努力量当たりの漁獲量を用いて、チューニングをして漁獲実態と合うように推定を行っています。そうして得られた年齢別の資源尾数、生産関係、それからこれ以上、資源量が下がってはいけないという閾値であるBlimitの設定等を行います。将来の予測は、VPAの前進法によって推定をしております、加入量、親魚量と再生産成功率の積によって求められる天然加入と、有効放流尾数と添加効率の積によって求められる放流による加入を合算して、加入量を推定して、将来のABC、生物学的に望ましいとされる漁獲量を評価するという方法を取っております。

続いて、漁獲努力量の推移ですけれども、流し網それからひき縄・はえ縄を色別で示しています。この3つの漁法で瀬戸内海における漁獲量の70%から96%を占めております。流し網が最もその中でも多くて、2019年は漁獲量の59%を占めて、引き縄・はえ縄では漁獲は12%であったということです。流し網の漁獲努力量を見ますと、2007年から2015年まで上昇傾向にありましたけれども、それ以降は緩やかな減少傾向にあることが分かります。引き縄・はえ縄についても2007年から2013年にかけて緩やかに増加した後、それ以降は変動がありますけれども、減少もしくは横ばいに推移していることが分かります。

続いて、資源量指標値すなわちCPUですけれども、操業隻日数当たりの漁獲尾数を漁法別でそれぞれ示しております。流し網については黒ですけれども、2007年から一貫して上昇傾向にありまして、特に2018年から2019年にかけては、その上昇傾向が特に高くなっていることが分かります。引き縄・はえ縄については2007年から2016年にかけて上昇傾向にありましたけれども、2017年、一旦低下した後、横ばいから少し緩やかな上昇傾向にあることが分かります。

続いて、年齢別の漁獲尾数を1987年から2019年まで示しております。色別で年齢を分けていますけれども、特色としては漁獲量が比較的多かった1980年代半ばから90年代の前半にかけて、白色で示している0歳、それから3歳、4歳、5歳、大型魚の漁獲が多かったですけれども、2000年以降見てみますと、全体としては漁獲量のように増加傾向にありますけれども、その中身を見てみると、0歳の漁獲が極端に少ない。そして漁獲の対象が、ほとんど1歳と2歳で占められているということが分かります。

続いて、先ほど示したデータに基づいて資源量を求めて、それから資源量分の漁獲量である漁獲割合を示したのになります。年齢別に資源量を載せていますけれども、トータルでいくと2019年の資源量は8,165トンということで、過去5年間からの推移を見ても資源の動向としては増加傾向であります。また、最も資源が多かった1987年と最も少なかった1998年の間を3等分して、資源水準を高位、中位、低位として評価する場合は、現状の2019年の8,165トンは中位水準と評価をしております。漁

獲割合ですけれども、90 年は大体、高いときで 50%の半ばほどまで獲っていましたが、それ以降、漁獲が抑制されて 3 割程度に落ち込んで、近年は 30%程度で漁獲割合が推移していることが分かります。

続きまして、親魚量、それから加入量の推移ですね。黒丸が親魚量で、白丸が天然の加入量になります。親魚量は、先ほどの資源量と同じように推移をしております、1980 年代半ばから 98 年にかけて減少した後、それ以降は増加傾向にあることが分かります。また後ほど、お話ししますが、これ以上下がってはいけないという指標になる親魚量である **Blimit** を上回っている状態であります。それから加入量ですけれども、加入量も親魚量とほぼ同様の推移を示していますが、2018 年に著しく増加した後、2019 年に急激に減少していることが分かります。2018 年までの値を使って将来の予測を行っています。

また続いて、再生産成功率ですね、1 キロの親から何匹の天然加入があったかということを示しているものですが、こちらも変動はしていますが、2000 年以降見えますと増減を繰り返しながら、特に 2008 年以降、緩やかな低下傾向があって 2018 年に一度上昇した後、2019 年に大きく落ち込んでいることが分かります。こちらも先ほどと同様に、2019 年の値については、不確実性が高いということで用いずに、2018 年までの情報を用いて将来の予測を行っております。

続いて再生産関係です。横軸に親魚量で、縦軸に天然加入量を尾数で示していますが、推定誤差が多い直近の 2019 年を除く 2018 年までについて、評価対象として、R P S の上位 10%である **RPShigh** と、それから加入量の上位 10%で **Rhigh** の交点から親魚量 4,169 トンを **Blimit** としておりまして、現状の親魚量はこれを上回っている状態です。

続いて、種苗放流効果ですけれども、表で示しております放流尾数、有効放流尾数、加入量の天然放流の加入と混入率、添加効率を示しています。混入率を見ていただくと、2002 年から 2019 年までのデータがありまして、2002 年以降、混入率は 2007 年の 29.6%をピークに上昇傾向にありましたけれども、それ以降、低下傾向が続いていて、2018 年、2019 年の 2 年は、放流された魚の検出はなかったということで、混入率は 0 ということになっています。また放流されてから漁獲加入されるまでの生残率である添加効率ですけれども、こちらも混入率と同じような推移をしております、2002 年から 2006 年にかけて上昇傾向にあって、一番高いときで 2006 年の 0.65、つまり 65%の放流魚が生き残っていたという意味ですけれども、それをピークにそれ以降は低下傾向にありまして、近年は 0、もしくは 3%、5%程度の生き残りだったという評価になっております。なお、将来の予測では 2020 年で種苗放流は終了していますので、2021 年以降は放流を加味しない将来の予測を行っています。

次に 2021 年の A B C 算定ですけれども、A B C 算定のための基本規則の 1 - 1 -

1 を適用しております。理由としては現状の親魚量、5,203 トンが **Blimit** を上回っているからです。また 2021 年以降、親魚量が **Blimit** を下回ると推定されましたので、**Fmsy** の代替値として、**Fcurrent** つまり、現状の漁獲係数を基準に、5 年後の 2026 年の親魚量が **Blimit** を上回るような **F** を探索する方法を取っています。再生産成功率である **R P S** の推定精度の低い直近の 2019 年を除く 5 年間の中央値が継続するという仮定と、2020 年の有効放流尾数は 2012 年から 2019 年の平均値、その中の 2015 年は除いております。それから添加効率は推定精度の低い直近の値を用いることなく、2015 年を除く 2012 年から 2018 年の間の平均が、今後継続するという値で将来の予測を行っております。その結果、2021 年の **A B C** は $0.85F_{current}$ で 1,571 トン、漁獲割合としては 29%、現状の **F** からの増減率からするとマイナス 15%、また不確実性を考慮して、**Ftarget** を用いると、**ABCtarget** は 1,337 トンで、漁獲割合は 24%、現状の **F** 値からの増減マイナス 32%ということです。なので、**A B C** の評価の中では現状の漁獲から 15%程度、漁獲圧力を下げた状態で漁獲をしないと **Blimit** をまた下回ってしまうという評価になっています。将来の予測になりますけれども、資源量は今後どうなるのかというものを 3 つのパターンで示しています。黒線が現状のまま推移した場合です。それから点が 2 つありますけれども、**Flimit**、**Ftarget** ということを示しています。この系群は、5,900 トンを資源管理目標値と定められていますけれども、現状のままで漁獲すると、この管理目標を恐らく下回るだろうという評価になっておりまして、先ほど示した **A B C** のような、漁獲圧を削減したパターンであれば、5 年後この管理目標は恐らく上回るだろうという評価になっています。

最後に、漁獲管理以外の管理方策の提言ですけれども、3 つ挙げております。1 つ目は、近年の資源量は 2002 年から 2021 年度まで実施されていますサワラ瀬戸内海系群の資源回復計画の目標である 2,500 トンは上回っておりますので、この計画の目標は達成されたという評価ができると思います。一方で、現状の 2019 年の資源量を過去最多の資源量と比べると、半分程度にとどまっているということも考慮しておく必要があるだろうと考えています。

2 つ目は年齢組成が 1 歳、2 歳の若齢に偏っておりますので、二、三年加入が少ない年が続くと、資源量が急激に減少する可能性が高いということも憂慮しておく必要があると思います。

3 つ目、そういうこともありますので、短期的な資源量の減少を予防するためには現状の若齢に偏った漁獲実態から若齢を取り残して、3 歳以上の高齢魚の生存を上げて、それぞれのその 3 歳以上の高齢魚の漁獲割合を上昇させるという方針へ移行していくことが望ましいと考えられるという提言をまとめております。

サワラ瀬戸内海系群の資源評価については以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。山口委員のほうは、ただいまこの

会議に参加されましたのでお知らせいたします。

それでは、ただいまの説明によりますと、2019年の資源量は8,165トン、資源水準は中位、資源の動向は最近5年間の推移から増加となっております。また短期的な資源量の減少を予防するために、若齢に偏った現状の漁獲実態から若齢を獲り残して、3歳魚以上の割合を上昇させる方針へ移行していくことが望ましいとのことでした。

それでは皆様、質疑応答よろしく願いいたします。御質問、御意見等ございましたら遠慮なくお申し出ください。

○伊藤委員 福岡の伊藤ですけど、よろしいでしょうか。

○今井会長 はい、どうぞ。

○伊藤委員 瀬戸内海の漁業管理をシミュレーションモデルによって管理していくということで、実際にその資源量が増加したので大変成功したと思っているわけですが、若干、親魚量と加入量の関係が思ったようでないという説明が今、ございまして、これは2019年のデータがちょっと不安定だということ以外したということなんですけれども、親魚量の計算なんですけれども、この5ページの上のほうを見ますと、全体の資源量は、現在は8,000トンなんですけれども、最近、五、六年の平均としては6,000トン前後ですね。それで4,000トンが親魚量ということでございますんで、当然、その1歳魚の半分を親魚量としてカウントされていると思います。

これは、実際に瀬戸内海水研のデータを見てもそういうふうに思うんですが、一番最初のサワラの資源管理ということできますと、春先の餌を求めてやってくるサゴシ銘柄、これを保護しようということが始まったと思うんですけども、現在の親魚量の計算では1歳魚の半数が親魚になるという計算でございまして、当然、サゴシは非常に産卵数も少ないわけですし、サワラになればなるほど産卵量が増えますので、一律に1歳魚の半数が親魚量になるというよりも、もう少し産卵量あたりを加味したような、そういうモデルにされたらいかがかと思いました。以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございます。これは片町さんお願いします。

○片町主任研究員 片町です。御指摘ありがとうございます。計算上、成熟率等の情報に基づいて資源量の重量に成熟割合を掛けて計算して親魚量をまとめているのは、御指摘いただいたとおりです。ただ、サワラの場合、卵量ベースで、例えば他の浮魚のように卵稚仔の調査やその密度分布調査等も行われていませんので、考慮すべきということは、私も参考にさせていただきますけれども、すぐにそれが反映できるかどうか、ここでお約束することは難しいかと思っていまして、今後の評価で考えさせていただきたいというふうに思います。ちょっと不十分な回答で申し訳ありませんけれども、そういうふうに考えております。

○今井会長 よろしいでしょうか。

○本田副部長 すみません、水研機構の本田でございます。補足よろしいでしょ

うか。

○今井会長 どうぞよろしくお願いします。

○本田副部長 先ほど片町のほうに御質問ございました。それで、評価表のほうで年齢別の成熟率ということで2歳魚以上は全部、成熟します。1歳魚は半分が成熟しますということに計算をしております、それは御指摘のとおりでございます。この親魚量なんですけれども、1尾当たりということではなくて、体重ベースで計算をします、1歳魚が100尾いるのと、2歳魚以上の大きなものが100尾では親魚量として変わってくるわけですね。それに対して卵、あるいはその子供がどれくらい出てくるかという計算をしておりますので、大きくなればなるほど1匹当たり、産んでくる子供の量っていうのは増えてくるということになります。ですので、先ほどの御指摘のありました、大きくなったらもっといるじゃないかというのは、一概にこの親魚量の計算の中には既に含まれていることではございます。というところをちょっと補足させていただきます。以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

○伊藤委員 伊藤ですけど、よろしいですか。

○今井会長 伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 確かに本田さんが補足されたようなことがございますけれども、やはりサゴシ銘柄の産卵と、サワラ銘柄の産卵量というのは随分大きな違いがありますし、私が危惧いたしますのは、サゴシ銘柄が増えることによって、サゴシ銘柄の漁獲量が増えることによって、その半数が親魚量としてカウントされるということになりますと、今後は若齢魚の漁獲が増えた場合に、今よりも親魚量が増えていくと。しかし実際には、産卵量は下がっていく可能性があるんじゃないかと。ですからその親魚量を確保すれば、産卵量がある程度維持されるという、原則的なシミュレーションの内容があるわけなんですけれども、そこが少しそぐわない点が出てくるんじゃないかということで申し上げております。ただ、片町さんがおっしゃったように今後、検討したいということですので、よろしくお願いいたしますと思います。

○今井会長 どうもありがとうございました。片町さん、あるいは本田さん、よろしいでしょうか。

○片町主任研究員 片町です。先ほどの回答のとおりですけども、御懸念については確かにそういう面もあるかなというふうに思いますが、すぐに今の評価に情報が加算されてということは、少しまだ検討する時間をいただきたいです。それが可能かどうか、検討する時間が必要かなと思っておりまして、少しまた検討する時間等いただきたいなと思っております。

○今井会長 どうもありがとうございました。伊藤さん、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 結構です。

○今井会長 ほかに御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○武田委員 愛媛の武田ですけど、発言よろしいでしょうか。

○今井会長 どうぞ。

○武田委員 基本的には質問なんですけど、資料の1－2ですか、分布と回遊の図面が、今、見てるんですが、播磨灘とその隣接する備讃瀬戸、燧灘のところに矢印がここんとはないんですけど、播磨灘辺りの資源、2018年でしたかね、資源量が増えたときに備讃瀬戸、燧灘の漁獲に反映されてなかったように記憶してるんですが、この播磨灘と備讃瀬戸の間の資源の交流は、あるいは移動というのは考えられないんですか。

それともう一点なんですけど、2018年の系群、親魚量が、加入量が増えていたと思うんですが、この増えた系群のその後の、例えば2020年以降の親魚量の増加、あるいは加入量につながってはいかないんですかね。発生した分が親になったときに、その後の影響というのはないんでしょうか。その2点ちょっと教えてほしいんですけど。

○今井会長 片町さん、よろしくお願いします。

○片町主任研究員 水産機構の片町です。まず最初に御指摘いただいた播磨灘、それから燧灘の間については、意図的に矢印をつけていないわけではありません。瀬戸内海の漁獲実態は先ほど言われたように2020年、昨年の春漁のように、灘ごとによって漁獲の善し悪しがあったことは、皆様も御実感あると思いますけども、播磨灘、それから燧灘の間の個体の移動がないというふうには私は考えておりません。少なくとも瀬戸内海各地を私たちが思っている以上に大規模に動いていることは間違いないと思います。でも、漁獲の実態と分布の実態がかみ合わなかったかもしれないということについては、よく理由が分からないという状態です。

それから2点目、質問いただいた2018年級の、今後の親としての貢献等については、現に、2020年の春に播磨灘等で2歳魚がたくさん獲れています。予測したとおり2018年級の豊度が高くて、2歳魚として今年たくさんいたことは間違いないと思います。この資源評価では2年遅れになってしまいますので、2019年の12月までの情報をお示ししているわけですが、来年以降の評価では、恐らく2018年級の情報が加味されて、全体の資源、それから親魚量も共に、恐らく増加するだろうというふうに考えています。今年の資源評価表の中で将来シミュレーションをしたときと同様か、それ以上かというのも今後の情報を精査する必要がありますけれども、親魚量等は増加するだろうと考えています。その影響で加入量がどうなるかということについては、今後の情報をちょっと見ていかないと分からないと考えております。以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。武田さん、よろしいでしょうか。

○武田委員 よく分かりました。

○今井会長 どうもありがとうございました。ほかにありませんでしょうか。

それではございませんようですので、次に移りたいと思います。次はサワラの種苗生産、中間育成、放流技術マニュアルについて、濱田参考人より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○濱田参考人 豊かな海づくり推進協会の濱田です。先ほど、資料の1－1で、今年の共同種苗生産の結果について、河野推進官から簡単に説明がありましたけれども、この取組については、昨年度から、サワラの資源が将来減る場合もあることを想定して、それに備えてサワラの種苗生産、中間育成、放流に関する技術を継承するためのマニュアルをつくることを目的に実施しているわけです。

今年の種苗放流については、中間育成後の放流尾数が7万4,500尾でしたが、種苗生産が順調にできたということもありまして、直接、屋島の地先に47ミリぐらいの大きさで放流したものが、9,300尾ぐらいあったことを、付け加えさせていただきます。

今御覧いただいているマニュアルが抜粋版です。これまでの水産研究機構で行ったサワラの種苗生産技術の開発、それからこの共同の取り組みの中で行ってきた種苗生産、中間育成、放流の技術、またここ2年ほどの取組から得られた技術などの情報を今後のために残しておくということでまとめたものでございます。

次のページを見ていただきたいんですけども、このページから、2ページ、3ページにかけて、目次がございます。ここにありますようにこのマニュアルをつくった目的からこれまでの取組、それからサワラの成魚から卵を取って、最終的にサワラの稚魚を育成して放流するまでの様々な技術的なマニュアル、取組マニュアルについてまとめたものでございます。3ページに執筆者が書いてありますけれども、こういう方に具体的に執筆を担当していただきました。

4ページ以降がこのマニュアルの具体的な中身を抜粋して掲載したものです。現在、印刷に回しているところでございまして、年度内には印刷を上げて、このサワラの取組に御協力いただきました瀬戸内海関係府県の漁連漁協、県の行政や試験研究機関、栽培漁業団体、それと、いろいろ御指導いただいた水産庁と水産研究機構などの機関にお配りするという予定にしております。

なお、本年度をもちまして、サワラの共同種苗生産放流については終了ということになりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。サワラの種苗生産などに関する技術マニュアルは、技術の継承のためとして取りまとめられたということでございます。ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか、ございませんでしょうか。

ございませんようですが、瀬戸内海の海域、栽培漁業推進協議会によるサワラの種苗生産、あるいは放流というのは本年で終了いたしますので、本委員会へのサワラ種

苗生産に関する参考人の御出席も今回で終了したいということでございます。よろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

○武田委員 愛媛の武田ですけど、1つよろしいでしょうか。

○今井会長 どうぞ。

○武田委員 このマニュアルは、読ましてもらって、よくできてるなと思ったんですが、この長年やっているサワラの種苗放流、この事業についての評価、総括というものはどこかにまとめられているものがあるんですかね。もし、どこかに総括されたものがあるんだったら教えていただきたい。

○今井会長 濱田さん、よろしいでしょうか。

○濱田参考人 はい。瀬戸内海漁業調整事務所のほうで、これまでの取組について総括していただいたんだというふうに思っておりますけど、資源評価の中で具体的に放流がどういうふうになっていったのか、現在どういうふうに関立っているのかということについても評価いただいていると思っています。全体としては当初、資源が非常に少なかったときに大量の種苗放流をすることによって資源が増えまして、また、それが再生産に貢献して漁獲の規制とともに、非常に回復に役立ったという評価をいただいております。また、資源が増えてきてからは、残念ながら種苗放流が資源の増加に貢献しているところは少なくなっていると、そのような評価であったと思っています。以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。武田さんよろしいでしょうか。

○武田委員 はい。

○今井会長 この際ですので、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは先ほどの続きになりますけれども、本委員会のサワラ種苗生産に関する参考人で御出席の濱田さんですが、今回で終了にしたいということでございますが、異議もございませんようですので、そのようにさせていただきたいと思います。それでは濱田参考人におかれましては、第32回の本委員会以降、御出席をいただきましてどうもありがとうございました。

○濱田参考人 こちらこそ、どうもありがとうございました。

○今井会長 それでは次のほうに移っていききたいと思いますけれども、サワラ資源管理関係の最後になりますが、令和3年度のサワラ資源管理の検討につきまして、水産庁のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○河野資源管理推進官 瀬戸内海漁業調整事務所の河野と申します。説明していきたいと思います。

令和3年度のサワラ資源管理の検討について説明を行った後に、さくら広域資源管理に係る委員会指示について説明をします。

資料1－4を御覧ください。資料1－4は令和3年度のサワラ資源管理の検討につ

いて、さわら検討会議のメンバーである関係府県から３月４日に合意を得たものになります。

まず、先ほど水研機構から説明があった資料を使って説明をしようと思っております。画面共有もしてありますけれども、この資料につきましては資料１－２の８ページの上の折れ線グラフになります。資源量の将来予測のグラフになりますが、左端の資源量の目盛りの６,０００トンの少し下の方から赤色の直線が引いてありますが、この赤色の直線は資源管理の目標である資源量５,９００トンの線です。実線が現状の取組で漁獲した場合の資源量の推移になっておりまして、スタートの２０２０年は５,９００トンを超えておりますが、２０２１年に５,９００トンを下回り、２０２２年以降もほぼ横ばいで推移すると予測されております。

将来的に５,９００トンを下回って推移するという予測になっていますが、これは直近の２０１９年級群の加入が少ないことが一因と考えられていますが、不確実性が大きいことを考慮すると、現時点の２０２０年の資源量により判断することが適当と考えました。

以上のことを踏まえ、２．にありますとおり、令和２年度の２０２０年の資源量は６,１９２トンと計算されており、目標の５,９００トンを上回っていることから、令和３年度の漁獲管理措置は令和２年度の取組を継続することが適当であると整理したところです。

これを踏まえて、令和３年度の取組案をまとめたものが資料の１－５です。資料の１－５を御覧ください。１ページの１．海域（灘）・漁業種類ごとの取組は令和２年度と同じ内容であり、海域（灘）・漁業種類ごとに流し網の網目規制、休漁、目的操業の禁止等の操業規制となっており、２ページ目に図示したとおりとなっております。

また、２．その他資源管理への取組につきましては種苗放流がなくなっていますが、他の項目は令和２年度と同じ内容となっております。令和３年度の漁獲管理措置案につきましては、種苗放流を除き本年度と同じ内容の案となっております。

次に、資料の１－６、１－７につきましては、ただいま御説明させていただいた漁獲管理措置の取組について、取組の公的担保として引き続き来年度においても、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の発出を行うことについての内容となっております。委員会指示案については資料１－７に記載しております。

定義の部分を飛ばしまして４ページを御覧ください。４ページにはさわらを目的とした流し網漁業の網目の制限と各海域ごとの操業の制限について、本年度と同じ内容で記載しております。播磨灘のはなつぎ網漁業とさわら船びき網漁業の休漁については、本年同様、火曜、土曜、その他の会長が定めた日としており、これまでと同様に別途、会長が休漁日を定めて関係者に対して、文書による通知を行うこととしております。

令和３年度のさわら広域資源管理の取組案とさわら広域資源管理に係る委員会指示

案についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○平松資源課長 瀬戸内事務所の資源課長の平松ですが、隣接海域のことの状況について御説明をさせていただきたいと思います。

宇和海の取組につきましては、先日開催されました愛媛海区委員会で昨年度と同様の委員会指示により、こちら瀬戸内海の指示が出れば発出するという方向で審議が行われたとの報告を受けております。

また、紀伊水道外域につきましては、今後、指示を発出すべく調整中だという取組でございます。補足説明は以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

来年度のサワラ資源管理措置につきましては、引き続き、本年度と同様の漁獲管理を実施していくこととしまして、公的担保として、漁獲管理措置と同一内容の本委員会指示を設定したいということです。

それでは来年度の取組案とこれに関わる委員会指示案につきまして、御意見等ございましたらよろしく申し上げます。

○服部委員 香川の服部です。よろしいでしょうか。

○今井会長 香川の服部さん、よろしくお願いします。

○服部委員 今の指示の後でちょっと確認をしておきたいんですが、広調委指示が、国として必要な最低限の制限を定めて、漁業時期と制限措置については、各府県の責任で管理をするという認識でよろしゅうございますか。つまり、漁業時期などについては、各府県の責任で変更すればよいと思うわけでございます。広調委指示のせいで変更できないなど元も子もない、そのような場合は浜の漁業実態に合わせて広調委指示を変更すればよいと思うのですが、そのような認識でよろしゅうございますか。

○今井会長 水産庁さん、よろしくお願いします。

○平松課長 今回、広調委指示のほうは、制限のほうを定めておりますが、委員がおっしゃるのは、例えば、各県ごとの漁獲期間等の変更の議論というのが、妨げにならないかどうかという御質問の御趣旨かと理解をしました。

サワラにつきましては、瀬戸内海の 11 府県で連携して管理をしているというところでございますので、また各県のそういう事情に応じて、操業期間等の変更を検討されるというようなときには、適宜、情報交換、各県とも情報共有しながら進めていくことが、全体の中でトラブルもなくやっていけるんじゃないかというふうに考えております。そういうところ、今後、異論のないように進めていけるように、当事務所も必要な取組あればやっていきたいと思っております。ちょっと具体的にここをどうするということではございませんが、連携を取りつつ、全体がうまく進むように考えてやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○今井会長 ありがとうございます。香川の服部さん、ただいまの御説明でよろ

しかったですでしょうか。

○服部委員 結構です。

○今井会長 どうもありがとうございます。そのほか何か、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本委員会といたしまして、令和３年度さわら広域資源管理の取組案につきまして了承し、原案のとおり瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 37 号を本日付で発出することとし、今後の事務手続上、文言の訂正等があった場合には私のほうに御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「結構です」という声あり）

○今井会長 ありがとうございます。なお、反対の御意見がある方は意思を表明しておいてください。よろしく願いいたします。

それでは反対の御意見がないということでございますので、さわら広域資源管理の取組について了承し、これに関わる委員会指示について、原案どおり決議いたします。事務局のほうで事務手続等、官報への掲載をよろしく願いいたします。

それでは次の議題に入る前に一度休憩を取りたいと思います。おおむね 15 分間ほどの休憩として、では 15 時 30 分から議題、議事を再開いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。休憩に入ります。

（休憩）

○今井会長 時間になってまいりました。

それでは、議題 2、太平洋クロマグロの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示について、に入りたいと思います。水産庁のほうから説明をよろしく願いいたします。

○佐藤課長補佐 水産庁管理調整課沿岸遊漁室の佐藤と申します。それでは私から議題 2、太平洋クロマグロの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示について説明をさせていただきます。

皆様、資料 2－1 を御覧ください。くろまぐろにつきましては委員の皆様、御承知のように、W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）で決定した国際的な資源管理措置に基づきまして、くろまぐろを T A C 魚種として指定して、30 キロ未満の小型魚、30 キロ以上の大型魚に分けて、漁業者の皆様に総量管理、数量管理ということで、特に小型魚に関しましては、基準年の半分とするという厳格な管理が行われているところです。

また、くろまぐろに関しましては、くろまぐろを目的とする漁業について、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制も含め、全ての漁業を許可制にしているということで自由漁業はない状況となっております。遊漁のみが資源管理の枠に入っていないという状況でございます。

こうした中、遊漁によるくろまぐろの採捕について、様々な場面で資源管理の枠組

みに取り組むことが重要であるという課題となっているところでございます。遊漁者に対する指導につきましては、昨年 12 月に施行されました新漁業法における資源管理基本方針の総則において、国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする、定めておるところでございますが、このくろまぐろにつきましては、より具体的な資源管理方策が必要となっているということでございます。

ただ一方で、遊漁の資源管理につきましては、不特定多数の遊漁者が対象になるということで、罰則を伴う規制をいきなり導入するというのはなかなか難しく、十分な周知期間を設けて試験的取組を、段階的に進めることが妥当であると考えているところでございます。このため、遊漁の資源管理に関するくろまぐろの資源管理に関する最初の段階の措置として、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、広域漁業調整委員会指示による規制を導入するというものでございます。

規制の内容については、大きく 2 つございます。くろまぐろの小型魚、30 キログラム未満のものでございますけれども、これについては遊漁者の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流する、リリースするということでございます。くろまぐろの大型魚、30 キログラム以上につきましては、遊漁者が採捕した場合には、尾数及び重量等の情報を水産庁に報告することと、報告義務を課すというものでございます。

なお、先ほども言いましたが、不特定多数に対する規制になりますので、十分な周知期間を設ける必要があるということから、本指示の有効期間につきましては、御審議いただいて御了解いただいた場合には、本日付の発出にはなりますけれども、有効期間は 6 月 1 日からとして、6 月 1 日からの規制開始という考えでございます。

具体的な指示につきましては資料の 2-2 を御覧ください。瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示といたしまして、1 において定義を置いておりまして、遊漁者の定義、対象水域は瀬戸内海として、くろまぐろの小型魚、大型魚を定義しているところでございます。

2 として、小型魚の採捕の制限として、小型魚を採捕してはならない、意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならないとして、小型魚の採捕の禁止を設けております。

3 としまして、大型魚の採捕実績の報告といたしまして、大型魚を遊漁者が採捕した場合には、水産庁資源管理部資源管理調整課沿岸・遊漁室に対して、採捕した者の氏名、住所、連絡先等の情報、採捕したくろまぐろの尾数と重量、そして陸揚げした日、採捕した海域、瀬戸内海の指示ですと、この場合、瀬戸内海になりますけれども、それを報告しなければならないということを義務付けるものでございます。

4 で、指示の有効期間といたしまして、6 月 1 日から 1 年間の指示とするものでござ

ざいます。

また、その他といたしまして、必要な事項について、主に報告の方法でございますけれども、会長が別に定めるとして、事務取扱要領を定める考えでございます。事務取扱要領につきましては、資料の２－３を御覧ください。瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号の 5 に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領といたしまして、主に大型魚の報告事項として、水産庁のホームページに報告のためのサイトを立ち上げまして、４つの方法による報告を求めることといたします。

１つ目としましては、報告サイトに直接、情報を入力するということ。２つ目としましては現在、国の委託事業で遊漁者向けのアプリを開発しておりまして、そのアプリを通して報告するという。３つ目といたしまして、電子メールによる報告。４つ目として、ファクシミリによる報告としております。実際に報告する様式ですとか、ファクシミリ等で定める場合の様式を、別紙様式として定めておるところでございます。

また、今回、情報提出いただいたものに関しましては、資源評価等に活かす場合もあるということから、個人情報の取扱いについて、関係機関への提供について定めるということにしております。

というような形でまずは、遊漁者のくろまぐろの資源管理する最初の１歩として、広域漁業調整委員会指示による規制を始めるということでございまして、これにつきましては、先週開催されました太平洋広域遊漁調整委員会と日本海・九州西広域漁業調整委員会においても同様の指示を発出するという事で決議いただいておりますことを申し添えます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。遊漁者によるくろまぐろの採捕について、広域漁業調整委員会指示によりくろまぐろ 30 キログラム以下の小型魚の採捕の制限や大型魚の採捕の実績報告の義務を課す規制を行うこととして、また、十分な周知期間を設ける必要があることから、本指示の有効期間が令和 3 年 6 月 1 日からするという事としたい旨の説明でございました。

それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○梅田委員 会長さん、山口県の梅田ですが、発言よろしいでしょうか。

○今井会長 よろしく申し上げます。

○梅田委員 ２点ほど発言させていただきたいと思います。

まず１つ、遊漁の規制に乗り出すということは本当に評価したいと思っておるんですが、それと併せてまた、30 キロ未満の採捕禁止という措置は、もう大賛成でござい

ます。しかし、御承知と思いますが、山口県の瀬戸内海海区では、くろまぐろの漁業の承認を持っている漁業者はいないわけで、大型、小型含め、くろまぐろを漁獲することができない状況になっております。

それで、この内容を漁業者に話すときに、漁業者が獲れないのに遊漁者は報告さえすれば大型魚は獲れるというような形に理解すると思うんですが、それでは漁業者が納得できないということになりますんでね、私の意見では、瀬戸内海ではですね、遊漁者の大型クロマグロの採捕も禁止措置にしていなければならというのが意見でございます。

それと次に、いずれ広調委指示が出れば今後、周知徹底ということで、いろいろ報告等も今、ありましたが、この指示を発出した後、速やかに現場、現場というのは海と遊漁者が釣っているところという意味の現場なんです、国のほうで、取締船なりあるいは用船、そういうものを活用して、遊漁者に直接こう話しかけながら周知していくというような方法なんかを取っていただければ、周知徹底ができるのではないかなと思いますんで、以上２点、よろしくお願ひしたいなと思います。

○今井会長 どうもありがとうございます。水産庁さんのほうから何か御説明ございますでしょうか。

○佐藤課長補佐 梅田委員から２点、御意見いただきました。まず、大型魚の採捕に関しましては、現在も大型魚自体ですね、漁獲量を増やさないという管理をしておりますので、報告をすれば幾らでも獲っていいというものではなくて、資源管理の意味というのは遊漁者にも十分に伝えていきたいと思っております。ただ一方で何でも全て禁止ということでは、全国で遊漁の実態がある中で、なかなか規制が受け入れられにくいと、納得されにくいということで、今回、最初の一步としてはこのような規制とさせていただきたいと思っております。もちろんですね、その指示の実施状況等を見極めながら、資源管理に影響が出る場合にはさらなる規制等を考えなくてはいけないと考えているところでございます。

２点目の周知に関しましては、遊漁者、本当に広い周知が必要です、我々としても釣り関係のメディアでございませうとか、宣伝用の素材等をつくりまして、様々な手を使って都道府県の皆様、系統団体等の御協力も得ながら、あらゆる周知をしていきたいと思っておりますので、周知の仕方については工夫していきたいと考えております。

○今井会長 どうもありがとうございました。梅田さんよろしいでしょうか。

○梅田委員 一応分かりましたけれど、うちの県内の漁業者の方たちに説明するに当たっても、これが第一歩ですよということで、規制が必要になればさらに規制もしていくということは国の考えですよというあたりで説明させていただくということで、分かりましたっていうことでよろしくお願ひします。

○今井会長 どうもありがとうございます。ほかに御意見、まだございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見ございませんようでありますので、本委員会といたしまして、原案のとおり、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号を本日付で発出するとともに、併せて瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号の 5 に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領を策定することとし、今後の事務手続上、文言の訂正等がございました場合には、私のほうに御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか、お願いいたします。

なお、反対の意見がある方は意思を表明していただきたく、よろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは特段、反対の御意見ございませんようですので、太平洋クロマグロの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示につきまして、原案どおり決議いたします。事務局のほうで、事務手続等、官報への掲載をよろしくをお願いいたします。

それでは議題 3 のその他のほうに入ってまいります。まずは①の沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果につきまして、水産庁のほうから御説明よろしくをお願いいたします。

○山田調整課長 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の調整課の山田です。当方から資料 3－1 をもちまして、御説明させていただきます。

資料を御覧ください。沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新についてでございます。これまでの経緯の部分でございますけれども、前回 12 月の委員会のほうでも御説明させていただいた内容と重複いたしますが、まず、平成 24 年から届出制を導入いたしまして、その後、承認制に移行してまいりました。2 年ごとに更新をしてきておりまして、現在の承認期間が 3 月 31 日までとなっております。そのため前回、令和 2 年 12 月の広域漁業調整委員会におきまして、新たな委員会指示を発出いたしました。その指示に基づきまして、今、承認の更新手続を行ったところでございます。

次のページを御覧ください。こちらも前回の説明の内容と重複いたしますが、新たな承認に当たりましては、これまで同様に過去 5 年間の実績者を対象といたしまして、くろまぐろの管理を、なお一層推進することといたしました。承認条件はここに書かれている 2 点でございます。承認期間につきましては令和 3 年の 4 月から令和 5 年の 3 月末までとなっております。

次のページ、スライドを御覧ください。これは瀬戸内海広調委のみならず、太平洋や日本海・九州西の情報も入っておりますけれども、各都道府県での承認の実績を取りまとめたものでございます。トータル数は、右下に合計というところがございすけれども、少しずつですが、承認の数が減っておりますけれども、今回、令和 3 年 4 月の更新状況といたしましては、全国で 1 万 7,379 の承認ということになります。

次のページを御覧ください。今、申し上げました 1 万 7,379 の内訳といたしまして、太平洋広調委において 8,611、日本海・九州西において 8,269、瀬戸内海広域漁業調整委員会につきましては 499 件の承認をいたします。

以上、今回の一斉更新の状況につきまして、御報告させていただきました。以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは特段ございませんようですので、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果については、以上で終了とさせていただきたいと思います。

続きまして、②の新漁業法に基づく新たな資源管理について、水産庁のほうから説明をお願いいたします。

○西田課長補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

資料 3-2-1 に沿いまして、これまでの自主的な管理と今後ということで、資源管理協定への移行についてという内容で御説明をさせていただきたいと思います。

スライド番号 1 の新たな資源管理の流れというところを御覧下さい。これは改正漁業法、新漁業法のもとで、どのようなプロセスで、この資源管理が進められていくのかということを示した図になっているんですけれども、その中で資源管理協定、これは新たな実施管理措置を担保する仕組みなんですけれども、一番右下の部分に管理措置のツールの 1 つとして、位置づけられているということになっております。

次のページに移って下さい。スライド番号 2 番、3 番、4 番と、昨年 9 月に公表しました新たな資源管理の推進に向けたロードマップがそれぞれ示されております。そのロードマップの中で、スライド番号 4 を御覧下さい。赤い点線で囲ったところですね、ロードマップの一番下のところに資源管理協定というのが位置づけられておりまして、令和 5 年度までに、資源管理協定への移行を完了することを目指すということとなっております。

続きまして、スライド番号 5 を御覧下さい。新たな、新漁業法のもとにおきまして、数量管理を中心とした公的規制の議論を進めさせていただくんですけれども、今までやってきた漁業者の方自身による自主的な取組の組み合わせというものを、今後の資源管理において、その枠組は存続するということを予定しております。現行は、それぞれ各漁業種類ですとか、地域ごとに資源管理計画を立てていただいて、その中で定めた自主的管理措置の内容を実行してきていただいているんですけれども、新漁業法に基づく資源管理協定にこちらに移行していただくということを予定しております。

次、お願いいたします。スライド番号 6 を御覧下さい。先ほどから協定への移行ということは何回か申し上げておりますけれども、現行の資源管理計画と新たな枠組み

がある資源管理協定の一番何が違ってくるのかということでございますが、基本的においては、それぞれ協定ごとに資源管理目標を設定していただくということになります。資源評価の対象種の魚種につきましては、資源評価結果に基づいて目標を設定していただくということになるのと、資源評価が未実施、まだ実施されていないものについては、利用可能な最善の科学情報を用いて目標を設定していただくということになっております。資源管理協定はそれぞれ漁業ごとに、農林水産大臣または都道府県知事はその協定を認定して公表するという事となっておりまして、計画から協定への移行は、令和5年度までに完了するという事となっております。

資源管理計画は、漁業収入安定対策の加入要件になっているんですけれども、こちらの資源管理協定におきましても、資源管理協定に参加する漁業者の方は漁業収入安定対策に加入できるという位置づけになるということでございますので、この点を御承知おきいただければと思います。

スライド番号7は飛ばしまして、スライド番号8を御覧下さい。資源管理協定への移行の基本原則ということでお示ししております。まず、魚種ごとにTAC魚種とそれ以外の魚種ということがあるんですけれども、特定水産資源、TAC魚種においては、その漁獲可能量管理、数量管理を補完する位置づけになるということになります。それ以外の魚種、特定水産資源以外の魚種においては、その資源管理目標を達成するためのこの協定が、主要な手段ということになるということでございます。漁業者の方自身による自主的な資源管理措置を定めた内容としていただくということになっております。これは協定の締結の単位といたしましては、漁業者の方が水産資源ごと、魚種ごと、あるいは漁業種類ごとに協定を締結していただくということになっております。目標を定めるその位置づけなんですけれども、1つは資源管理基本方針の対象となる資源は、その資源の法に基づいた目標が資源管理方針に書き込まれるということになっております。また現行の資源管理計画は資源管理指針に基づいて実施されているんですけれども、国の資源管理指針で対象とされている水産資源も対象となるということでございます。

都道府県資源管理方針の対象となる資源におきましては、その都道府県ごとに地域の重要な水産資源を記載していただくほか、資源管理協定、この協定を締結するために必要なものを書き込んでいただくということとなっております。協定の有効期間は5年を上回らない期間で結んでいただくということとなっております。

続きまして、スライド番号9を御覧下さい。資源管理協定への移行の全体の流れでございまして、主に黄色い四角が3つに分かれておりまして、制度準備、計画から協定への移行、協定に移行した後の実施・履行確認・見直しということになっております。まず、上の制度準備のところは、主にこれは都道府県がその資源管理目標を、都道府県ごとの資源管理方針に定める、あるいはその協定の認定基準を定めるというこ

とと、あと資源管理協議会における履行確認の方法、履行確認や評価、検証の方法を定めるということで、どちらかというと行政とか資源管理協議会における対応ということになります。

続きまして、計画から協定への移行になるわけですが、こちら漁業者の方が、行政が定めた協定の認定基準に合致するように現行、おおもとなるのは現行実施していただいている資源管理計画がそれぞれあるかと思いますので、その計画の内容を必要に応じて認定基準に合うように、修正変更していただくということになります。変更していただいた後で、その都道府県に対して、協定の認定申請を行っていただき、認定を受けるということになります。認定を受けた後に、その内容は公表されることとなりますが、その公表の方法や、そのどこまで公表するかといったことは今後の議論ということになっております。

続きまして、協定の実施・履行確認・見直しですが、これは現行資源管理計画の履行確認、実施、評価、検証等は資源管理協議会で行っていただいているということになっておりますが、協定に移行した後も、この資源管理協議会にはその役割を果たしていただくということを予定しております。まずは、その取組内容、移行確認を行っていただくということと、それから定期的にその評価、検証を行うということを予定しております。その評価、検証の結果を併せて公表するというということになっておりまして、あとはこのプロセスを定期的に繰り返して、よりよい取組にしていっていただくということを予定しております。

続きまして、スライド番号 10 を御覧下さい。先ほど概略の御説明でも申し上げたように、協定に移行するためには現行の資源管理計画というのを、例えば休漁をしましょうとか、操業海域を制限しましょうとか、そういう取組の内容のみを書いていた計画が多いのかなと思いますけれども、それに加えて目標を設定していただくということになります。その評価がなされていないものについては、利用可能な最善の科学情報を用いて、目標を設置していただくということを予定しているということでございます。

続きまして、スライド番号の 11 を御覧下さい。先ほどの説明でもおもと各地域ですとか漁業種類ごとに資源管理計画があって、それが協定の認定基準に合うように見直していただきたいということで申し上げましたが、その中で協定に移行するに当たって、新たに入れていただく必要のある事項が1つございまして、それは何かと申しますと、あっせんすべきことを求める場合の手続ということで、これは協定に参加されて、未加入の漁業者の方がいらした場合に、その方に入りませんかというあっせんをすることを求めると、認定協定であれば知事に求めるという、こういった内容を盛り込んでいただく必要がありますということで、この後は下の表の資源管理計画と協定の各項目をそれぞれ見比べて、時間のあるときにお目通しいただければと思いま

す。

続きまして、スライド番号 12 を御覧下さい。対応の方向性というタイトルで書いてありますが、いくつかレアな、あまりないケースもあるんですけども、こういった場合はどうするかということを幾つか事例を挙げて書いているものでございます。まず1つはI Q、漁獲割当区分における協定はどうするのかということでございますが、漁獲割当て、I Qというのは厳密な管理を行っているという状態になりますので、この場合は協定の移行不可と書いてあります。協定による管理を必要としないというケースになりますので、この場合は協定を締結する必要はないということになります。またこのI Qを実施する場合には協定がなくても、漁業収入は安定対策に加入するための要求を満たすという扱いになるということでございます。また下の丸のところを御覧いただければと思いますが、現行の資源管理計画が1者、1人の方、あるいは1つの法人によって作成されている計画の場合は、対応の方向性としては、参加していただく方は複数の方に増やしていただくということで、対応いただくということを想定しております。

続きまして、スライド番号の 13 を御覧下さい。認定基準に合ったその内容に、資源管理計画から資源管理協定へ内容を変更していただく必要があると申し上げましたが、じゃあどういった基準を満たせばいいのかということでございますが、1つは資源管理基本方針または都道府県資源管理基本方針に照らして、適当なものであるということでございます。国や都道府県が立てている方針と矛盾しないものであるということ、それから漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められること、あるいは対象資源の保存管理に効果的と認められる措置が定められているということ、今、現行、取り組んでいただいている資源管理計画から、そう大きくハードルが上がるものではないんだということで御認識いただければと思います。

続きまして、スライド番号 14 を御覧下さい。同じ内容で書いてございまして、その中で例えば、数量管理に資する内容であることというのはどういうことかと申しますと、公的規制、そのT A C管理の公的規制よりも早い段階で発動する抑制措置、自主的にその協定の取り決めの中で、県などから出される指導や勧告よりも早い段階で、自主的に抑制措置を取りますですとか、あとI Q的な数量管理の取組を盛り込んでいただくですとか、あるいは休漁を入れていただく、こういった内容が定められていれば効果的であると、認められるということでございます。

続きまして、スライド番号の 16 を御覧下さい。現行の資源管理計画のその履行確認ということを、定期的に資源管理協議会において行っていると思っておりますが、協定においても同様に資源管理協議会による履行確認を行っていただくということを予定しております。例えば休漁ですとか、漁獲量規制の場合は履行確認の手段として、操業日誌ですとか、仕切伝票の確認をしていただく、あるいは操業区域規制を

その内容として定めている場合は、VMSなどの記録を確認していただくといったことを、これは現行の資源管理計画でやっていることと同様の内容を取り組んでいただくということを予定しております。

続きまして、スライド番号 17 を御覧下さい。資源管理協定の評価と検証でございます。まず、評価と検証の頻度なんですけれども、これは協定の有効期間の半ばと終了時に行っていただくということを予定しております。例えば、有効期間が5年間の協定の場合は、3年目と5年目に評価、検証を行っていただくということになります。その内容を水産庁または各都道府県の水産関係のホームページにおいて公表するということを予定しております。

続きまして、スライド番号 18 を御覧下さい。資源管理協議会の今後ということでございます。先ほどから申しておりますように履行確認ですとか、評価、検証においては引き続き資源管理協議会に、その役割を担っていただくことを予定しておりますが、その中で構成員として、まず、資源評価の専門家の方が入っていることが望ましいということになります。それから評価、検証については従来に引き続きまして、漁業や資源管理について専門的知識を有する方が、外部有識者の参加を必須とする。こういった構成員に対するちょっと変更があるということを御承知いただければと思います。

スライドの 19 につきましては、今まで御説明申し上げてきたことのまとめということになります。このように自主的資源管理を担保する仕組みというのは、このように変わっていくということになりますけれども、広域漁業調整委員会としては、引き続きその必要に応じて委員会指示を発出していただくことにより、広域資源の資源管理措置を公的に担保していくことが重要な役割となっているところです。

今後、新たに資源評価が行われ、資源管理の目標が設定される魚種はまた続々と出てまいりますので、それらの資源について、広域的な資源管理措置の検討が必要な場合は、これまで議論いただいた広域資源管理方針の見直しも含めて検討していくということとなりますので、よろしくお願いいたします。

こちらからの説明は以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。それではただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特段の御意見がございませんようですので、それでは新漁業法に基づく新たな資源管理につきましては、以上で終了いたしたいと思えます。

最後の議題となりますが、③令和3年度資源管理関係予算について、水産庁のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○西田課長補佐 引き続き、水産庁管理調整課、西田が御説明させていただきます

す。

資料３－３を御覧下さい。こちらは、令和３年度の水産関係予算の主要事項ということで、前回の広域漁業調整委員会でも、概算要求ということで内容を御報告させていただいたと思いますが、こちら１２月に概算決定をして、現在国会で審議をいただいているという内容になります。内容としては、基本的に同様のものとなっております。

まず、１ページの１番を御覧下さい。主要項目の初めに新たな資源管理システムの着実な実施ということで、その中に柱が２つ立っておりまして、１つが①の資源調査、評価の充実と新たな資源管理の導入等の推進ということになっておりまして、２ページの上のほうに②として、漁業経営安定対策の強化ということで、資源管理の中でこの２つの柱が立っているということでございます。

１ページにお戻りいただきまして、①のアのところを御覧下さい。資源調査、評価の拡充ということで、１つとして、資源評価の対象魚種を令和５年度までに２００種程度まで拡大するというので、それに伴う必要な調査の実施と評価体制を確立するということが１つ。それから水産庁の漁業調査船について代船建造をするということと、近年のスルメ、サンマ、サケ等の不漁の原因の解明に必要な追加調査を緊急に実施するという内容になってございます。

それからイとして、スマート水産業による漁獲情報の収集強化ということになっておりまして、産地市場、漁協から水揚げデータを効率的に収集する体制等を、構築する予算を措置するということになっております。

続きまして、２ページの上を御覧下さい。ウとして、ＴＡＣ・ＩＱ等の数量管理の導入と漁業者の自主的管理の推進ということで、この中で先ほど御説明した資源管理計画から資源管理協定への計画的移行を推進するというのを支援するための予算を措置されているということでございます。

それからその下でございます。先ほど２本柱が立っておりますと申し上げましたが、その漁業経営安定対策の強化ということで、こちらに必要な額を２年度３次補正で含めて手当てする案ということで、今、国会で審議いただいているということになっていきます。

それぞれ、各事業ごとの詳しい内容につきましては、後ろのほうの８ページ以降の横紙の資料でその内容を添付しておりますので、お時間のあるときにお目通しいただければと思います。

こちらからの説明は以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

特段、御意見等ございませんようでありますので、それでは令和３年度資源管理関係予算につきましては、以上で終了いたしたいと思います。

以上で予定されておりました議題は審議が終了いたしました。そのほか委員会で取り上げたい、取り上げる事項につきまして、何かございましたらよろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

ございませんようでありますので、次回の本委員会の開催予定につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○岩本所長 例年どおり、今年の１１月頃に次回の委員会を開催したいと考えております。日時、また場所などにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえ、会長から皆様の御都合もお聞きしながら調整の上、追って御連絡したいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

なお、海区互選委員の方々の任期が２０２１年９月３０日までとなっておりますので、４月以降に事務局から海区互選委員の選任について事務連絡を発出いたしますのでよろしくお願いいたします。

○今井会長 次回の委員会は例年どおり、１１月頃に予定するということでございます。なお、海区互選委員の皆様の任期は本年２０２１年９月３０日までとなっております。今日の会議が任期中の最後の委員会となる予定でございます。海区互選委員の皆様におかれましては、これまで４年間にわたり、会議の円滑な運営に御協力をいただき感謝申し上げます。１０月以降も委員を続けられる方におかれましては、次回の委員会の出席につきまして、またよろしくお願い申し上げます。

最後に確認でございますけれども、これまでの議事について、今回ウェブ会議ではございますが、意見の疎通は図られているものと考えております。今回、諮りました議事の内容について、反対などの意思があったにもかかわらず、それを伝えることができなかったというような委員はいないというふうに認識しておりますが、それよろしいでしょうか。反対の意思があったにもかかわらず、もの申せなかったという事態はなかったと理解いたしたいと思うんですけれども、よろしいですか。

はい、それではそういった不本意の方はおられなかったというふうに理解いたしたいと思います。全ての議事につきまして、御了承いただいたということとさせていただきます。

本日の議事はこれにて全て終了いたしました。委員各位、御臨席の皆様におかれましては、本日の議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、議事録署名人の武田委員と副島委員におかれましては、後日、事務局より本日の議事録が送付されますので、御対応方よろしくお願い申し上げます。それではこれもちまして、第４１回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(１６時１７分閉会)